

保育士を目指す学生
を応援します！



川崎市 保育士修学資金貸付制度のご案内

対象者

川崎市内の保育所等に就職する意思がある保育士指定養成施設の学生

【ポイント①】

- ◎学校の所在地は問いません！
- ◎川崎市民以外の学生も利用できます！



貸付額（無利子）

最大160万円（生活費加算は除く。）

【ポイント②】貸付は無利子です！

内 訳

修学資金 月額5万円以内 ×正規の修学期間 (総額120万円以内)	+	入学準備金 20万円以内 (入学年度のみ)	+	就職準備金 20万円以内 (卒業年度のみ)	+	生活費加算 月 額 ※貸付要件等あり。
--	---	--------------------------------------	---	--------------------------------------	---	------------------------------------

貸付期間

正規の修学期間

【ポイント③】年度途中からでも当該年度に受けられる満額の貸付けを受けられます！

【ポイント④】

要件を満たせば返還免除！

返還免除

保育士指定養成施設卒業後、保育士登録を行い、1年以内に保育士として川崎市内の保育所等の指定施設へ就職し、保育士業務に5年間（3年間）従事した場合、貸付金の全額が返還免除になります。

募集期間

※R4年度より変更いたしました

第一次募集： 4月1日 ～ 5月末

第二次募集： 8月1日 ～ 9月末

第三次募集： 11月1日 ～ 12月末

※年度を越えての貸付金交付はできません。不備が多いと交付できないことがあります。

申込方法

次の①～④の書類を在学する保育士指定養成施設へご提出ください。

- ① 貸付申込書、② 状況確認票、③ 個人情報の取扱いについて（同意書）
（①～③は川崎市福祉人材バンクのHPまたは養成施設窓口でお受け取りいただけます）
- ④ 前年収入証明書類（本人・保証人等の課税証明書等）
（④はお住いの自治体窓口等にお問い合せください）

川崎市保育士修学資金ホームページ



川崎市福祉人材バンク
保育士修学資金貸付ホームページ



（問合せ先）

川崎市社会福祉協議会 川崎市福祉人材バンク

〒211-0053 保育士修学資金貸付

川崎市中原区小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター 平日8:30～17:00

TEL 044-739-8726 FAX 044-739-8740



川崎市保育士修学資金 Q & A

Q 1 養成施設の修学期間の違い（2 年制、4 年制等）で貸付上限額は変わりますか？

A 1 修学期間に関わらず、上限は月 5 万円、総額 1 2 0 万円（年間 6 0 万円）までです。

【モデルケース 1 2 年制養成施設で 2 年間申し込む場合】

月 5 万円 × 2 4 か月 = 1 2 0 万円（修学資金）+ 4 0 万円（入学準備金・就職準備金）

【モデルケース 2 4 年制養成施設で 4 年間申し込む場合】

月 2 万 5 千円 × 4 8 か月 = 1 2 0 万円（修学資金）+ 4 0 万円（入学準備金・就職準備金）

【モデルケース 3 卒業年度のみ申し込む場合】

月 5 万円 × 1 2 か月 = 6 0 万円（修学資金）+ 2 0 万円（就職準備金）

※入学準備は入学年度のみ、就職準備金は卒業年度のみ交付

Q 2 返還免除となるのはどのようなケースですか？

A 2 保育士指定養成施設卒業後、保育士登録を行い、1 年以内に保育士として就職し、川崎市内の保育所等において、保育士業務に 5 年間（中高年離職者は 3 年間）継続して従事することで返還の必要がなくなります。（保育士業務従事証明書により、要件を満たした場合）なお、病気、ケガ、産休、育休等で休職した場合、復帰後、併せて 5 年間（3 年間）継続して業務に従事すれば返還が免除となります。（要届出）

Q 3 就職先が指定施設に入るかどうか分からないのですが。

A 3 返還免除の対象施設になる指定従事先施設一覧表がありますので、就職時及び従事先を変更する場合は、ご自身で必ずご確認ください。

（表面 川崎市福祉人材バンクホームページ掲載の保育士修学資金修学生の手引き P 1 7）

Q 4 年度途中や 2 年次以降からでも借りられますか？

A 4 申込期間中（第 1 次～第 3 次を予定）であれば、年度途中からでも 1 年の上限額（月 5 万円、総額 6 0 万円）の範囲で当該年度の貸付が受けられます。また、2 年次以降からでも申込みは可能です。

申込期間：第 1 次募集 4 / 1 ～ 5 / 末 第 2 次募集 8 / 1 ～ 9 / 末

第 3 次募集 1 1 / 1 ～ 1 2 / 末

Q 5 他の奨学金等との併用はできますか？

A 5 都道府県及び政令指定都市が適当と認める団体が実施する同種の修学金は併用できません。

その他、奨学金制度や修学資金等につきましては、申込みをする前に各資金の担当窓口にご相談の上、川崎市福祉人材バンクにご連絡ください。